

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条第1項に規定する説明書類

平成24年11月14日
静岡県信用農業協同組合連合会

当会は、農協を基本構成員とする協同組合の県域金融機関として、「健全な事業を営む農業者・中小企業者等をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を当会の最も重要な役割のひとつとして位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下「金融円滑化法」という。)に基づき、当会の金融円滑化に係る措置の実施状況について公表いたします。

第1 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化に係る基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化に係る基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当会の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、平成22年1月12日に公表しております。

第2 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 理事長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当会の金融円滑化に係る対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 専務を「金融円滑化管理統括責任者」、営業担当常務を「金融円滑化管理統括副責任者」、営業統括部を「金融円滑化管理責任部署」として、当会全体の金融円滑化に係る対応状況を把握することとしております。
- (3) 各営業部に「金融円滑化管理責任者」を設置し、各営業部における金融円滑化に係る対応状況を把握し、金融円滑化管理責任部署へ報告することとしております。
- (4) 各営業部では、金融円滑化に係る取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

別紙「お借入条件の変更等に関する申込み及び苦情相談に対する対応体制の概要図」参照

第3 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化に係るご相談の窓口を各営業部に設置しております。
- (2) お客さまからの、当会の金融円滑化に係る措置に対する苦情については、総務部に受付窓口を設置しております。また、各営業部で苦情を受けた場合には、当会所定の手続きに従って、速やかに総務部に連絡し、総務部と各営業部が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

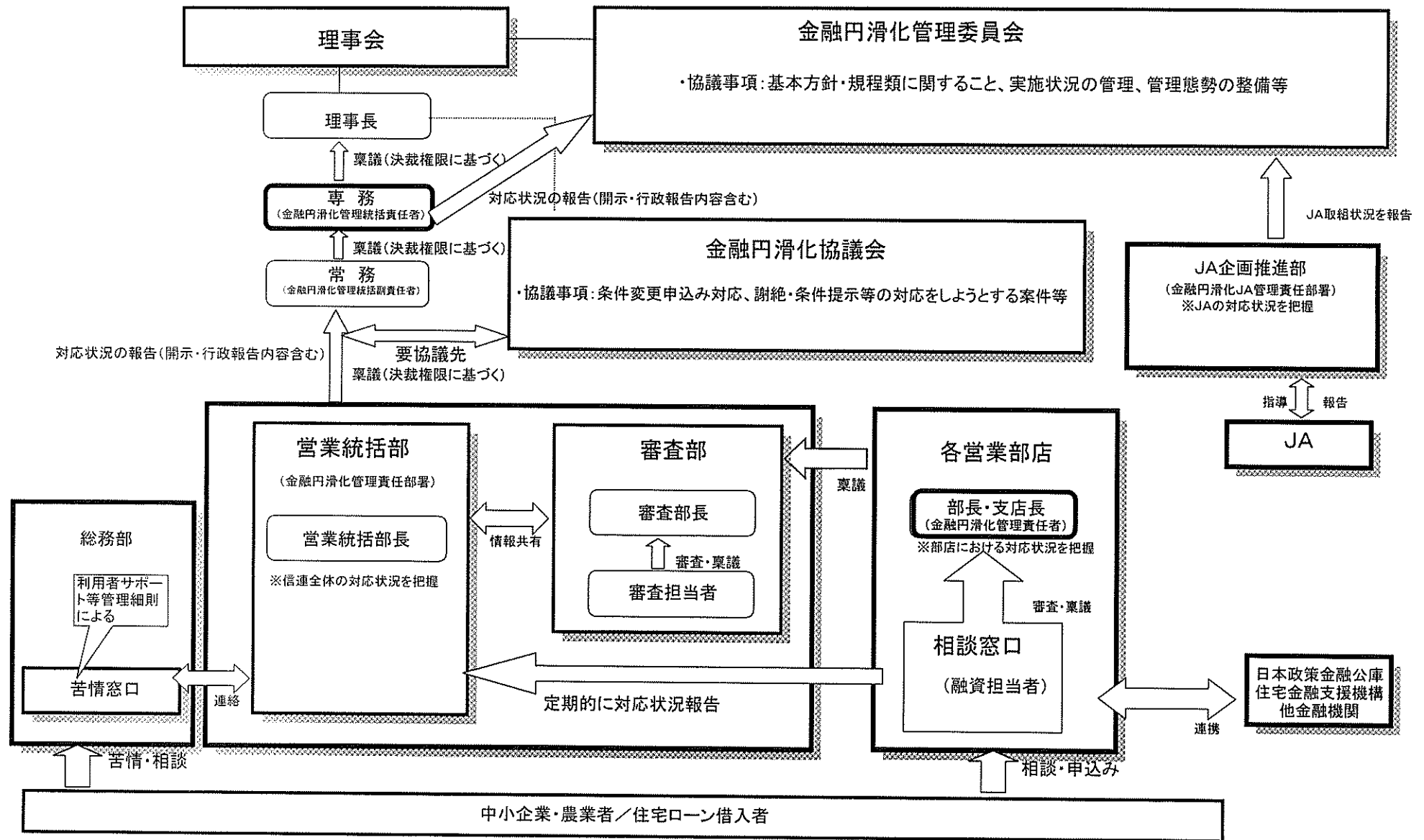
別紙「お借入条件の変更等に関する申込み及び苦情相談に対する対応体制の概要図」参照

第4 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化協議会を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組めます。
- (2) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況
別表1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況
別表2のとおり



別表 1

法第 4 条に基づく措置の実施状況

(別表 1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末	平成 24 年 12 月末	平成 25 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	927	3,508	7,201	10,976	13,490	15,492	17,498	19,365	21,279	27,169	29,512	33,428		
うち、実行に係る貸付債権の額	120	3,342	7,178	10,973	12,028	15,474	17,495	19,062	21,212	25,733	29,137	31,634		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	※63		
うち、審査中の貸付債権の額	807	164	20	0	1,459	14	0	300	0	1,368	244	1,664		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	2	2	2	2	2	2	2	66	66	66	66		

謝絶のうち申込みから 3 か月経過により「みなし謝絶」として計上している債権は 63 百万円です。

(別表 2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位：件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末	平成 24 年 12 月末	平成 25 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	12	37	53	72	83	105	120	133	150	182	198	218		
うち、実行に係る貸付債権の数	2	31	51	71	76	103	119	131	148	172	190	206		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	※1		
うち、審査中の貸付債権の数	10	5	1	0	6	1	0	1	0	8	5	9		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2		

謝絶のうち申込みから 3 か月経過により「みなし謝絶」として計上している債権は 1 件です。

別表 2

法第 5 条に基づく措置の実施状況

(別表 3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末	平成 24 年 12 月末	平成 25 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	17	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55		

(別表 4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末	平成 24 年 12 月末	平成 25 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		

(注) 法第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。